

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成26年8月19日 策定

令和3年3月31日 改定

水産庁

目次

I.	はじめに	1
II.	対象施設	2
III.	計画期間	2
IV.	対象施設の現状と課題	3
	1. 点検・診断／修繕・更新等	3
	2. 基準類の整備	4
	3. 情報基盤の整備と活用	5
	4. 個別施設計画の作成	5
	5. 新技術の開発・導入	6
	6. 予算管理	6
	7. 体制の構築	6
	8. 法令等の整備	7
V.	中長期的なコストの見通し	7
VI.	必要施策に係る取組の方向性	8
	1. 点検・診断／修繕・更新等	8
	2. 基準類の整備	9
	3. 情報基盤の整備と活用	9
	4. 個別施設計画の作成	10
	(1) 対象施設	10
	(2) 計画策定の推進	10
	5. 新技術の開発・導入	10
	6. 予算管理	11
	7. 体制の構築	11
	(1) 技術開発・導入を推進するための体制強化	11
	(2) 入札契約制度等の改善	12
	(3) 資格制度の活用	12
	(4) 市民団体等との連携	12
	8. 法令等の整備	12
VII.	フォローアップ計画	12
	別紙1 補助金・交付金一覧	13
	別紙2 基準・マニュアル等一覧	15
	別紙3 工程表	16

I. はじめに

水産庁が所管する漁港をはじめとするインフラは、我が国の水産業の発展と水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきた。漁港の主要な施設である外郭施設及び係留施設を例に取れば、昭和 25 年（1950 年）から令和元年（2019 年）までの間に整備された施設の延長は 5,000km を超える。これまでに整備後 50 年を経過した外郭施設は 2 割（令和 2 年 3 月末）を超え、20 年後には 6 割強にまで急速に増加することが見込まれる中で、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが懸念される。

これらのインフラの老朽化に対する取組に関しては、水産基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）において総合的かつ計画的に講ずべき施策として位置づけられている。また、漁港漁場整備長期計画（平成 29 年 3 月閣議決定）において、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施することとしている。

一方、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、国をはじめ、地方公共団体等の様々なインフラの管理者等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等が行われるように取り組んでおり、同時に、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を実現していく必要がある。

また、全国の漁港のうち約 7 割は市町村により管理されているが、その漁港管理者である約 400 市町村において、漁港の整備・維持管理を担当する職員を 1 名しか配置できないところが半数近く存在し、加えて技術系職員が配置されないところが全体の 3 割を占めるなど、脆弱な体制となっている。

さらに、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月閣議決定）においては、政府横断的な分野の一つとして「老朽化対策」が設定され、インフラの維持管理・更新等に向けた推進方針が明記された。

このような状況の中で、水産庁は所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための「水産庁インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」について、これまでの取組状況のフォローアップを行い、その結果を踏まえて行動計画を改定し、これにより関係省庁と連携しつつ、インフラの長寿命化に向けた取組を引き続き強力に推進する。

II. 対象施設

水産庁が所管するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる次表の施設を対象とする。

表 本行動計画の対象施設

対象施設		対象範囲
漁港漁場施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
	水域施設	航路及び泊地
	輸送施設	道路及び橋
	漁港施設用地	用地護岸及び人工地盤
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
	増殖場	消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防氷堤をいう。以下同じ）及び中間育成施設
	養殖場	消波施設等及び区画施設
漁業集落環境施設	漁業集落排水施設	排水管路施設及び終末処理施設
海岸保全施設		堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

III. 計画期間

基本計画に示された長期的な目標年である令和 12 年度（2030 年度）や次期漁港漁場整備長期計画の計画期間を念頭に、令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までを計画期間とする。

IV. 対象施設の現状と課題

水産庁が所管するインフラは、水産業や漁村にとって必要不可欠な産業・生活インフラ、また、国土保全のためのインフラであり、施設として適切な機能を発揮していくため、管理者等が効率的に維持管理・更新等を行っていくことが重要である。今般の厳しい財政状況の中、その機能を持続的に発揮していくためには、人材の確保に努めるとともに、効果的かつ効率的な維持管理・更新等による施設の予防保全型の老朽化対策やライフサイクルコストの縮減が強く求められる。

一方では、人口減少が進み、地域のコミュニティ機能の低下等といった社会構造の変化を踏まえて、これまでに整備されてきた施設の機能・役割等を長期的な視点で見直し、対策の優先順位の設定等を行いつつ、新技術等を活用した維持管理・更新等の高度化・効率化を進めることが重要である。

これまでに整備した施設は、昭和 50 年代前後に建設されたものが多く、建設後の時間経過に伴って、老朽化が進行し、修繕・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、このような傾向は、今後も継続するものと考えられる。

このような状況の下、可能な限り、施設の損傷が進行してしまった後に修繕等を行うこれまでの「事後保全型」の老朽化対策から損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の老朽化対策へ転換を図っているところである。「事後保全型」では、対策工事が大規模になることに伴い、ライフサイクルコストも増大するだけでなく、供用を一定期間停止することで施設の利用に影響を及ぼすことも想定される。一方、「予防保全型」では、老朽化の進行を事前に予測し、老朽化の初期段階でその要因に応じて最適なタイミングでの的確な対策工法を計画・実施することができ、対策工事の回数は増えるものの規模が抑えられ、ライフサイクルコストの縮減が期待される。加えて、工事に伴う供用停止期間の短縮、回避あるいは調整が可能となるなど施設利用への影響を最小限にとどめることもできる。

今後、他事業における取組も参考にしつつ、より一層施設の効率的な点検・診断を行い、適切に機能保全を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

地方公共団体において予防保全型の老朽化対策が着実に実施される

よう、水産物供給基盤機能保全事業や農山漁村地域整備交付金等の拡充を行い、必要経費のうち一定の割合を支援している（別紙1に補助金・交付金一覧）。

また、点検・診断等から得られた情報をもとに、老朽化状態を客観的に評価し、老朽化要因の特定や保全対策の必要性を判断するには、一定程度の経験に基づく技術力やノウハウが必要である。水産庁では、点検・診断等を実施する上での基準・マニュアル等の整備・提供、維持管理に係る講習会を通じた技術的知見の普及等に取り組んでいる。

しかしながら、施設の管理者である地方公共団体においては、点検・診断等を行う人材の技術力・ノウハウの違い、点検・診断の結果により必要と判断された修繕・更新等に係る予算不足等の課題があり、こうした事情を踏まえた維持管理・更新等の対応に取り組まなければならない。

このように限られた人材や予算の中で効果的かつ効率的に行うためには、新技術を積極的に導入し、計画的に予防保全型の老朽化対策を実施していく必要がある。

また、近年の気候変動による影響については、海面上昇等の予測の知見が蓄積されてきている。海面上昇等が施設に及ぼす影響を踏まえ、施設の修繕・更新等のタイミングを考慮の上、対策を講じる必要がある。

さらに、今後、人口減少など社会経済情勢の変化によっては、低利用の施設が発生することも想定されることから、機能の集約化・再編、既存施設の統廃合等によるストックの適正化を推進することが必要となる。

2. 基準類の整備

維持管理・更新等に必要な基準・マニュアル等は、主要な施設に係るものから順次整備・普及を図ってきており、これらに基づき、管理者等によって点検・診断等が実施されている（別紙2に基準・マニュアル等一覧）。しかしながら、水産庁が所管するインフラの大部分は市町村により管理されているという実態を踏まえると、よりわかりやすく実用的な基準・マニュアル等の整備・更新を進めていく必要がある。

また、技術の開発状況と導入実態を踏まえて、新技術の採用が速やかに進むように、従来の点検方法が新技術により代替可能であるものについては、その適用性を検証しつつ基準・マニュアル等に反映して

いく必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

老朽化が進行している施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る戦略的な維持管理・更新等を実施するために、修繕・更新履歴や機能診断結果等の情報の蓄積やその活用を推進していく必要がある。

これらの情報は、電子化とともにデータベース化による情報分析を可能とすることで、より効率的な維持管理の実施に資するものと考えられる。

台帳情報に加え、点検・修繕の情報などの維持管理・更新等に必要な情報は、今後増加することが見込まれるため、これらの情報を一元的に管理し、活用することができる体制づくりが必要であり、施設量、施設の老朽化状況、維持管理更新の方針等についてデータベースの整備を進めている。

日常点検や定期点検等を実施する中で、引き続き必要な情報を効率的に収集・蓄積するとともに、それらを効果的に活用していくことが重要である。

4. 個別施設計画の策定・更新

本行動計画に基づき、水産庁が所管する各施設の管理者（国が所有する施設にあっては所有者）は、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定・更新するものとする。

維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る上では、点検・診断の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、これに基づき計画的に対策を実施していくことが重要である。

これまで個別施設計画に相当する計画として、機能保全計画又は長寿命化計画（以下、「機能保全計画等」という。）の策定を進めてきたところであるが、計画内容にばらつきがみられ、適切な時期に更新していく必要がある。

今後の更新にあたっては、機能保全計画等の更新のための予算を確保し機能保全計画等に基づき定期点検を計画的に実施し、これまでの修繕・更新履歴や機能診断結果等の情報をもとに、効率的に進めてい

くことが課題である。

5. 新技術の開発・導入

施設の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のためのトータル費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、関係省庁とも連携しつつ、これらを高度化、効率化していくための新技術の開発・導入が必要である。技術開発が進んでいるものの、未だ多くの施設の点検は、目視を基本とした簡易な方法で実施されているのが実態である。そのため、点検・診断の高度化や効率化を促進する観点から、現場担当者が比較的容易にかつ確実に施設の老朽化状態や対策の必要性の判断が可能となるよう、ICT等を活用したより実用的な点検・診断手法の開発・導入が課題である。

6. 予算管理

予算の執行に当たっては、限られた予算の中で適切な事業効果の発現が図られるよう、事業の実施・予算管理を適切に行うことが重要である。

戦略的な維持管理・更新等に当たっては、施設の老朽化の程度を客観的に評価し、的確に施設の機能保全対策を選定するとともに、限られた予算の中でいつどのような対策を実施することが最適であるかを判断しなければならない。そのため、将来的な対策の実施時期の推定と対策費用の算定の精度向上が課題である。また、管理者等毎に対策費用を集約した場合に、ある時期に対策が集中することも懸念され、長期的な視点からの予算の平準化（対策時期の適正化）についても検討が必要である。

7. 体制の構築

インフラの機能を発揮し続けるためには、技術的知見に基づき基準・マニュアル等の整備を充実するとともに、管理者等がそれらを正確に理解し、的確に維持管理・更新等を実行することが不可欠である。また、新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

水産庁が所管するインフラにあっては管理者の大部分が市町村であり、専門的知識を有する技術者を確保し難しい状況にある。そのため、

専門的技術者による施設の点検・診断等が実施できない場合があることから、現場担当者が的確に点検・診断等が行えるような技術的な支援体制の構築が課題である。

また、多数の施設の点検・診断を適切に行うためには、一定の能力を有する民間企業への委託が有効であるが、点検・診断においては結果に応じて追加的な詳細点検等が必要な場合があるなど、契約のもととなる必要経費の算定に限界があるという課題がある。とりわけ小規模な市町村においては、発注に係る人材が不足している状況である。これまで、漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」において、市町村からの維持管理に係る相談に応じてきた。また、漁港漁場整備事業の発注者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に備え、その事務を行うことができる者を認定する「水産関係公共事業等発注者支援機関認定制度」を導入し、発注関連事務が円滑に行われるよう支援を進めてきた。

一方で、これまで漁港漁場整備事業の実施においては、環境との調和への配慮を徹底するため、施工環境管理者の配置を求め、水産工学技士等の資格を有する者の活用を図ってきたところである。これと同様に維持管理・更新等に関しても、他の分野の取組を参考に、質の向上を図ることを検討していく必要がある。

8. 法令等の整備

水産基本計画において、「漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施するため、機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、戦略的に施設の維持管理・更新を推進する」と位置づけるとともに、漁港漁場整備基本方針（平成29年3月公表）において、「長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、既存ストックの戦略的な維持管理・更新による長寿命化対策を推進すること」としている。

今後、厳しい財政制約下において、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、施設利用実態や管理者の実情に応じた実現可能な制度をいかに構築していくかが課題である。

V. 中長期的なコストの見通し

維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将

来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

水産庁所管のインフラについて、今後 30 年間に必要な維持管理・更新費を推計したところ、約 3.5 兆円となった。事後保全の場合の約 6.6 兆円に比べて約 5 割低減されている。

しかし、現時点では、様々な仮定をおいて推計しており、特に、今後開発・導入される新技術によるライフサイクルコストの縮減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

VI. 必要施策に係る取組の方向性

「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める（別紙 3 に工程表）。

1. 点検・診断／修繕・更新等

本行動計画に基づく戦略的な施設の維持管理・更新等を促進するため、管理者に対して各種基準・マニュアル等を用いて、点検・診断、修繕・更新等における新しい技術の導入・普及を図る。

また、今後の気候変動による影響も踏まえ、修繕・更新の際には、建設当時と比較して潮位、波高、津波高さ等の設計条件が見直されている場合には、新しい設計条件の下、現行設計基準に適合した施設となるよう留意する。

さらに、今後の水産業の動向や人口減少等の社会構造の変化等を踏まえ、機能の集約化・再編、既存施設の統廃合、漁業集落排水施設のダウンサイジング等によるストックの適正化を必要に応じて行う。

具体的な取組の方向は次のとおりである。

①事業制度による支援

引き続き、補助金及び交付金により、予防保全型の老朽化対策を推進していくため、管理者に対して財政的な支援を行う。

②長期計画における目標設定

漁港漁場整備長期計画においては老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を指標とし、また、社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月閣議決定）においては海岸堤防等の老朽化調査実施率を指標として成果目標を定めており、計画期間中に目標を実現できるよう技術的・財政的支援を継続する。

③説明会・講習会等による技術的支援

維持管理・更新等に関する法令制度や的確な点検・修繕方法

等に係る説明会や講習会を開催し、技術やノウハウの取得、ストックマネジメントに関する意識醸成に取り組むことにより技術水準の向上を図る。また、説明会・講習会等の開催にあたっては、オンライン等による開催も併用し、管理者等が参加しやすい環境を整える。

④基準・マニュアル等の整備・提供

後述する「基準類の整備」に係る取組を推進するほか、管理者等へ周知が図られるよう、③の説明会・講習会等や水産庁ホームページなどにおける情報提供などの取組を推進する。

2. 基準類の整備

維持管理・更新等に係る各種基準・マニュアル等について、引き続き適切に運用するとともに、施設の特性を踏まえた管理者等が行うべき点検の種類、頻度の設定について市町村管理の実態を踏まえつつ、可能な限り効率化・省力化に努めるなど内容の充実・見直しを図る。

具体的には、管理者等の要望を踏まえて、点検・診断、修繕・更新等に係る技術的知見を収集・蓄積し、他のインフラ分野の技術的な知見も参考にして、従来の点検方法と代替可能な新技術に関する情報提供などを含めるなど、今後も適時・適切な改訂を行う。

3. 情報基盤の整備と活用

維持管理・更新等で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものであることから、その実施に際しては、諸元、施工条件などの情報や点検結果や対策内容等の維持管理・更新等の履歴等の情報について電子データとして収集し、一元的な管理を図る。また、その際、位置情報も重要な要素となることからGIS（Geographic Information System:地理情報システム）データの活用も推進する。

収集した情報は、日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定、個別施設計画の策定・更新等に活用していく。

国及び地方公共団体は収集した情報を効果的かつ効率的に共有・活用するため、施設量、施設の老朽化状況、維持管理更新の方針等に関するデータベースや管理・運営システム等の整備・利活用を推進する。

4. 個別施設計画の策定・更新

(1) 対象施設

個別施設計画の策定・更新対象は、「Ⅱ. 対象施設」の表に掲げる施設とする。ただし、以下のア～ウに該当する施設については、各管理者等の主体的な判断に委ねる。なお、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画としては、これまでどおり、機能保全計画等を作成するものとし、これをもって個別施設計画に代えるものとする。

ア 利用者や第三者に被害を及ぼす等の重大な事故につながる可能性がきわめて小さい施設

イ 施設規模が小さく、老朽化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が限定的な施設

ウ 主として消耗品で構成されている施設

(2) 計画策定・更新の推進

補助金・交付金による財政的な支援や説明会・講習会の開催、基準・マニュアル等の整備・提供による技術的な支援を行い、点検・診断、修繕・更新等の実施に際して蓄積した情報を活用し、管理者等による個別施設計画の策定・更新を推進する。

5. 新技術の開発・導入

予防保全型の老朽化対策を進めるに際しては、点検・診断、修繕・更新等において、新技術の導入を推進する。具体的には、適切な維持管理・更新等を進めるため、目視等中心の従来の点検手法に加え、UAV (Unmanned Aerial Vehicle:無人航空機) 及び ROV (Remotely Operated Vehicle:無人潜水機) 等のセンシング技術を活用した施設の現状把握手法の導入や、非破壊試験の新技術の検討を進めるなど、更なる新技術の研究・開発・導入に取り組むとともに、修繕・更新においては新素材の活用など新技術の積極的な導入を推進する必要がある。さらに、AI を活用した画像解析等の先端的な ICT 技術の活用可能性を検証し、技術の進展に応じて具体的に基準・マニュアル等に記載する。また、予防保全に不可欠な機能診断・老朽化進行予測等についても、効果的かつ効率的な維持管理・更新等を図る観点から技術開発を推進する必要がある。

このため、既存の技術や他分野の技術について情報収集を行うとともに、水産庁所管インフラの管理者の大部分が市町村であること等を

踏まえ、実用的な対策技術の開発を推進する。

また、これらの技術については、施設の置かれている環境条件や地域特性を踏まえて適切に活用していくことが重要であることから、現場での実証を通して有効性の検証を行い、適用可能性が高い技術については、基準・マニュアル等に反映するなど、現場ニーズに基づいた技術の積極的な導入に努める。

さらに、新技術を導入している各管理者等における取組の事例を整理、情報提供することで広く普及を図る。

6. 予算管理

厳しい財政状況の下、性能が低下した施設の戦略的な維持管理・更新等を行うことによりライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

具体的には、長期的な視野に基づく予防保全的な考えの下、個別施設のみならず、各管理者等が管理する施設全体の将来必要となる費用の全体を見通しながら、特定の時期に対策工事が集中する場合には、優先順位を検討して予算の平準化を図り、効率的かつ計画的に維持管理・更新等を実施する。

そのため、収集・蓄積された点検・調査データを活用し、施設の長期的な性能を評価・予測するとともに、対策工法の選定にあたっては新技術の導入の取組を推進し、対策費用の縮減、ライフサイクルコストの算定精度の向上等を図り、適切な予算管理が行われるように必要な支援を行う。

7. 体制の構築

(1) 技術開発・導入を推進するための体制強化

インフラメンテナンス国民会議、試験研究機関、関係省庁等との連携により、管理者が行う維持管理・更新等に係る取組を支援していく。また、既存の技術や他分野の技術について情報を共有するとともに、新たに開発された技術は、現場で実証・評価し、その有効性を確認した上で積極的に活用する。課題が抽出されれば、技術開発にフィードバックしていく。そのため、国、都道府県、市町村等によるブロックごとの連携・協力を推進するなど連携体制の強化を図る。

また、民間が開発した新技術について、有識者や行政関係者が一

体となって評価する体制を整備することにより、新技術の信頼性向上と導入の迅速化を図る。

さらに、メンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰するインフラメンテナンス大賞への応募を促し、ベストプラクティスとして広く周知していく。

(2) 発注制度等の改善

現場条件に見合った適切かつ計画的な発注やそれらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。発注者支援制度については、活用状況を踏まえて、必要な見直しや追加の認定を行っていく。また、点検・診断等に関する民間資格の活用については、管理者等の要望を踏まえて検討を進める。

(3) 市町村支援の強化

水産庁に設置した漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」を活用して、地方公共団体からの技術的な相談に対応するとともに、管理者等である市町村の体制を把握し、維持管理・更新を計画的かつ適切に推進されるように必要な支援を行う。また、試験研究機関等による技術的助言など支援体制の連携強化を図る。

(4) 市民団体等との連携

維持管理・更新等に関し、現場実態に即した対応を推進するため、施設の状況に関する情報提供などについて、管理者等と漁業関係者や市民団体との連携に努める。

8. 法令等の整備

所管する法令等について、引き続き適切に運用するとともに、情勢の変化等を的確に把握し、インフラ長寿命化に関して制度化が必要な事項については、機会を捉えて法令等の整備を図ることとする。

VII. フォローアップ計画

本行動計画の取組の内容について、その進捗状況を把握し、進捗が遅れているものについては、その課題を明らかにし、その解決に努める。

補助金・交付金一覧

施設	事業名	内容	採択要件	事業主体	補助率
<p>漁港施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 (道路及び橋に限る) 漁港施設用地 (護岸、人工地盤及び舗装(※)に限る) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(衛生管理に対応した荷さばき所に限る。) 漁港浄化施設</p>	<p>水産物供給基盤 機能保全事業</p>	<p>①施設の老朽化状況等の機能保全状況を調べる機能診断の実施 ②機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画の見直し ③機能保全計画に基づく保全工事</p>	<p>・次の(ア)～(オ)の要件を満たす地区 (ア)計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの (イ)第1種又は第2種漁港にあつては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかかの要件を満たすもの a.利用漁船の実隻数が50隻程度以上 b.登録漁船隻数が50隻程度以上 c.陸揚金額が1億円程度以上 d.水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの (ウ)第3種又は第4種漁港であること (エ)漁場施設については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が(イ)又は(ウ)に該当するもの (オ)保全工事については、機能保全計画が策定され、かつ計画に基づき適切に日常管理が実施されていること</p>	<p>【漁港施設】 漁港管理者(都道府県又は市町村) 都道府県、市町村、水産業協同組合(衛生管理に対応した荷さばき所に限る。) 【漁場の施設】 施設の管理者</p>	<p>1/2等</p>
<p>漁場の施設 魚礁(※) 増殖場 (消波施設等、中間育成施設及びこれ以外の施設(※)) 養殖場 (消波施設等、区画施設及びこれ以外の施設(※))</p>					

※は、別途定める要領に基づき場合に限る

補助金・交付金一覧

施設	事業名	内容	採択要件	事業主体	補助率
漁業集落 環境施設 〔 漁業集落 排水施設 〕	農山漁村地域 整備交付金等 (漁港漁村環境 整備事業)	①機能診断、機能保全計画策 定 ②機能保全計画に基づいた保 全工事	①機能診断、機能保全計画策定 ・総事業費3,000万円以下でも実施可能 ②機能保全工事 ・総事業費250万円以上(離島や過疎などの地域では150万 円以上)	都道府県又は 市町村	1/2等
海岸保全施設	農山漁村地域 整備交付金等 (海岸保全施設 整備事業)	(1)長寿命化計画の変更 ①海岸保全施設の機能診断 ②長寿命化計画の変更 (2)老朽化対策 ①海岸保全施設の老朽化調査 ②①の調査結果を踏まえた老 朽化対策計画の策定 ③②の老朽化対策計画に基づ く老朽化対策工事	(1)長寿命化計画の変更 ・原則として既に策定されている長寿命化計画について以下 の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるもので あること。 (ア)水門・陸閘等の施設の追加 (イ)水門・陸閘等の統廃合の位置づけ (2)老朽化対策 ・原則として長寿命化計画に基づき適切に管理されているも の ・老朽化等により機能が確保されていない等、機能の強化 又は回復を行う必要があると認められる ・海岸保全基本計画等に基づき事業計画が策定されている 地区 ・総事業費が次のとおり (7) 都道府県が行うもの 5,000万円以上 (4) 市町村が行うもの 2,500万円以上 ※東日本大震災の被災地及び市町村(政令市を除く。)で5 地区海岸以上を管理している場合は、特例措置がある。	都道府県又は 市町村	1/2等

基準・マニュアル等一覧

対象施設	内容	整備時期
漁港・漁場施設	「漁港・漁場の施設の設計参考図書 2015年版」	平成27年7月発行
	「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」	平成27年5月改訂
	「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」	平成27年5月改訂
	「漁港施設機能保全対策事例集」	平成30年11月公表
	「無人航空機(UAV)を活用した水産基盤施設の点検の手引き」	平成31年3月策定
	「水産基盤施設の維持管理点検マニュアル」	令和2年9月策定
	「荷さばき所のストックマネジメントのガイドライン(案)」	令和2年12月公表
	「センシング技術を活用した漁港施設点検の手引き ～水中3Dスキャナーとナローマールチビームの活用～」	令和3年3月策定
	「水産基盤施設の点検における新技術活用指針」	令和3年3月策定
	「漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き(案)」	令和2年3月改訂
漁業集落環境施設	「漁業集落排水施設の規模適正化に向けた検討の手引き(案)～既存施設のダウンサイジング～」	令和2年3月改訂
	「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(ver.3.1)」	平成28年4月改訂
海岸保全施設	「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」	平成30年8月改訂
	「海岸保全施設維持管理マニュアル」	令和2年6月改訂
共通	「水産基盤整備事業のICT活用事例集」	令和2年9月公表

(別紙2)

工程表

	～令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
1. 点検・診断／修繕・更新等								
機能の集約化・再編、既存施設の統廃合、漁業集落排水施設のダウンサイジング等によるストックの適正化を必要に応じて実施								
○事業制度による支援								
個別施設計画に基づき行う保全工事に対して水産物供給基盤機能保全事業や農山漁村地域整備交付金等により支援								
○長期計画における目標設定								
漁港漁場整備長期計画において指標を設定								
社会資本整備重点計画において指標を設定								
○説明会・講習会等による技術的支援								
維持管理・更新等に関する法令制度や的確な点検・修繕方法等に係る説明会・講習会の開催								
○基準・マニュアル等の提供								
説明会・講習会等や水産庁ホームページなどにおける情報提供・周知								
2. 基準類の整備								
設計基準・マニュアル等の見直し (内容の充実) 技術的知見の収集・蓄積、適時・適切な改訂								
「水産基盤施設ストック マネジメントのためのガイドライン」を改訂								
引き続き必要な見直し を実施								
3. 情報基盤の整備と活用								
施設の諸元、施工条件、点検結果や対策内容等の維持管理・更新等の履歴等の情報の継続的な収集・蓄積 収集した情報による日常点検の効率化、老朽化進行予測、ライフサイクルコスト算定、個別施設計画の更新等への活用								
データベースや管理・運営システムの整備・活用								
4. 個別施設計画の策定・更新								
個別施設計画の更新等に対して漁港機能増進事業等により支援(漁港施設)								
個別施設計画の策定・更新及び機能保全対策に対して農山漁村地域整備交付金等により支援(漁業集落環境施設)								
個別施設計画の策定・更新等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援(海岸保全施設) ※水門・陸開等を追加して変更する場合は令和5年度まで、離岸堤等の沖合施設を追加して変更する場合は令和7年度まで支援								
管理者等による個別施設計画の策定・更新を推進 説明会・講習会の開催、水産基盤施設機能保全計画の手引き類の整備・提供による支援								
5. 新技術の開発・導入								
点検手法としてセンシング技術や非破壊試験の検討など新技術の研究・開発・導入 修繕・更新における新素材の活用など新技術の積極的な導入促進 機能診断・老朽化進行予測等の技術開発 新技術導入の取組の整理、情報提供による普及・促進								
6. 予算管理								
管理施設全体の将来必要となる費用の見直し、優先順位の検討及び当該検討等に基づく計画的な維持管理・更新等の実施 蓄積した点検・調査データの活用による施設性能の評価・予測及び新技術の導入推進による対策費用の縮減、ライフサイクルコストの算定精度の向上								

工程表

	～令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
7. 体制の構築								
○技術開発・導入を推進するための体制強化								
	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究機関等との連携による管理者の取組の支援 ・既存の技術や他分野の技術についての情報共有、有効性の確認と活用、課題のフィードバック ・国・都道府県・市町村等によるブロックごとの連携・協力の推進 							
○発注制度等の改善								
	現場条件に見合った適切かつ計画的な発注やそれらを実現するための入札契約制度の改善							
	発注者支援制度について、活用状況を踏まえ、必要な見直しや追加の認定を実施				引き続き発注者支援制度の活用を促進			
○市町村への支援								
	漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」等の活用							
○市民団体等の連携								
	施設状況に係る情報提供等漁業関係者や市民団体との連携							
8. 法令等の整備								
	<ul style="list-style-type: none"> ・情勢変化の把握 ・インフラ長寿命化に関して制度化が必要な事項について、法令等を整備 							